# 勧告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例 (昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。)、福岡県警察職員の給与に関する条例 (昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。)、福岡県公立学校職員の給与に関する条例 (昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。)、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。) 及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。) を改正することを勧告する。

### 1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第1のとおり改定すること。

#### (2) 勤勉手当について

#### ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(特定管理職員にあっては、それぞれ1.2月分)とすること。

#### イ 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分(特定管理職員にあっては、それぞれ0.575月分)とすること。

#### 2 任期付研究員条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別表第2のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

### 3 任期付職員条例の改正

## (1) 給料表

現行の給料表を別表第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

### 4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。